

美深町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月 改定版

美 深 町

目次

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

- 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略…………… 2
- 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方…………… 2
- 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ…………… 4
- 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項…………… 5
- 第5節 対策推進のための役割分担…………… 7

第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

- 第1節 市町村行動計画における対策項目等…………… 8

第3章 市町村行動計画の実効性確保等

- 第1節 市町村行動計画の実効性確保…………… 10

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

- 第1節 準備期 ・ 第2節 初動期…………… 11
- 第3節 対応期…………… 12

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 第1節 準備期 ・ 第2節 初動期 ・ 第3節 対応期…………… 15

第3章 まん延防止

- 第1節 準備期 ・ 第2節 初動期 ・ 第3節 対応期…………… 16

第4章 ワクチン

- 第1節 準備期…………… 18
- 第2節 初動期…………… 20
- 第3節 対応期…………… 22

第5章 保健

- 第1節 準備期 ・ 第2節 初動期 ・ 第3節 対応期…………… 24

第6章 物資

- 第1節 準備期 ・ 第2節 初動期 ・ 第3節 対応期…………… 25

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

- 第1節 準備期 ・ 第2節 初動期…………… 26
- 第3節 対応期…………… 27

はじめに

近年、地球規模での開発の進展、開発途上国等における都市化、人口密度の増加、動物との接触機会の拡大により、未知の感染症との接点が増大しています。

さらに、各国との往来の拡大により、感染症発生の際には短期間で世界中に拡散するおそれも大きくなっています。

パンデミックを引き起こす病原体は、ヒトの病気だけでなく、動物によるもの、薬剤耐性を獲得する病原体による感染も考えられます。感染症危機は新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)で終息したのではなく、将来次なる感染症危機があると認識した上で対策準備を継続する事が求められます。

新型インフルエンザ等感染症への対応は、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)に基づく国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月)」、「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画(平成25年10月)」の策定をうけ、町も特措法第8条の規定に基づき、感染症危機が発生した場合に町民の生命及び健康を保護し、生活・社会経済活動に及ぼす影響を最小にすることを目的に「美深町新型インフルエンザ等対策行動計画(平成29年7月)」を策定し、取組を進めてきました。

令和2年1月に道内で初めて新型コロナの感染者が確認されて以来、生命及び健康が脅かされ生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなりました。新型コロナのまん延後に、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画(令和6年7月)」、「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画(令和7年3月)」が改定され、町もこれを受けてこの「美深町新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定しました。

新型コロナが終息しても、次の感染症危機に備えて準備する事が重要であるため、今回改定した町行動計画に基づき、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、必要な対策を実施します。

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、生命及び健康、生活及び社会経済活動にも大きな影響を与えかねません。町として、特に下記の2点に重点を置き、感染症対策を行います。

1 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護

感染症危機の際には、感染拡大を可能な限り抑え、生命及び健康を保護していくことが大切で、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるよう、ピーク時の患者数をなるべく少なくし、医療提供体制のキャパシティを超えないよう感染症対策の取組を行います。

2 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

感染症危機は、生命及び健康だけでなく、経済や社会生活に対しても、大きな脅威となります。感染症の抑制のためには、時として隔離が有効な手段となります。

しかし、隔離によって長期に閉じこもることにより、フレイルや認知機能の低下といった二次的な健康被害が生じる可能性があります。感染抑制の対策中であっても、可能な限り生活の維持・社会経済活動が行えるよう、バランスを考えた政策を目指します。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザは、およそ10年から40年の周期で発生しています。新たな呼吸器感染症や病原体の変異等により新型のウイルスが出現すれば、パンデミックとなり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されます。

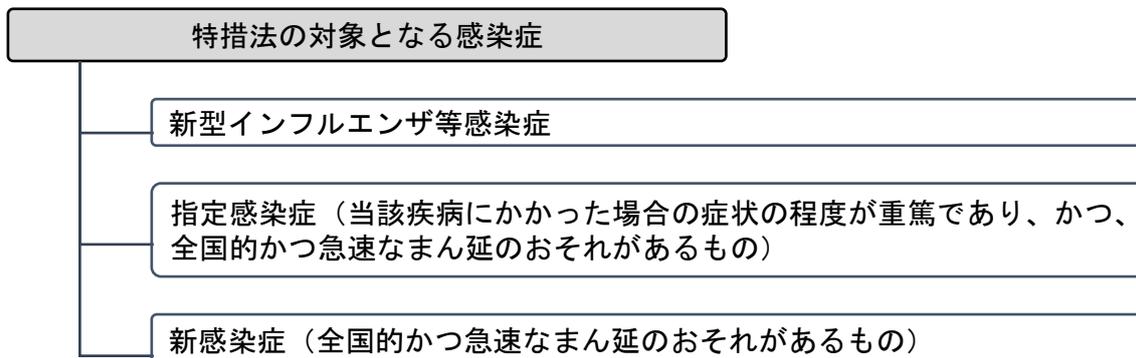
新型インフルエンザや新型コロナだけでなく、新たな感染症等が流行する可能性も念頭に置きながら、発生の段階や状況の変化に応じた柔軟な対応を目指します。

特措法は、病原性が高く危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別措置を定めています。

1 国の政策

国は各種対策を効果的に組み合わせたバランスの取れた戦略を目指し、感染症の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、次の点を柱とし、一連の流れ

を持った戦略を立てることとなっています。



2 道の政策

北海道新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて決定することとなっています。

3 町の政策

町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて決定し、国及び道と連携しながら対策を行います。

4 対策実施上の3つの時期区分

感染症危機における対応の流れを次の通り3区分し、それぞれの時期の特徴を踏まえて対策を行います。

- (1) 準備期 国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで
- (2) 初動期 府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで
- (3) 対応期 基本的対処方針の実行後

町行動計画の対象とする新型インフルエンザ等は、以下のとおりとします。

ア「新型インフルエンザ等感染症」は、感染の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(平成26年法律第115号。以下「感染症法」という。)第6条第7項で掲げる感染症の疾病をいう。

イ「指定感染症」とは、既に知られている感染症の疾病※であり、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。(感染症法第6条第8項)

(※一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く)

ウ「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。(感染症法第6条第9項)

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

1 有事のシナリオの考え方

有事のシナリオは、下記の4点を念頭に考えます。

- (1) 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、病原体の性状に応じた対策を考慮する
- (2) 発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする
- (3) 状況の変化や社会経済等の状況に合わせて柔軟かつ機動的に対策を切り替える
- (4) 感染拡大の繰り返しや長期化を想定する

2 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

初動期 政府対策本部が設置され、基本的対処方針が定められる時期
感染拡大のスピードを抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保し、病原体の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。

対応期 北海道新型インフルエンザ等対策本部が設置される時期
病原体について限られた知見しか得られていない段階では、諸外国の動向等も考慮しつつ、封じ込めを念頭に入れた対応をします。

感染拡大が進んだ時期は下記の対策に切替えを行います。

- (1) 病原体の性状等に応じて対応
感染拡大のスピードやピークを抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討します。
- (2) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期の対応
病原体の変異による対策強化の可能性も考慮ながら、科学的知見に基づいて対策を切り替えます。
- (3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の対応
下記の状況になると、特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行します。
 - ・免疫の獲得が進み、病原性や感染性等が低下すること
 - ・感染症への対応力が一定水準を上回ること

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国・道及び町は、新型インフルエンザ等の発生時及び準備段階に、相互に連携協力をします。

以下の点に留意し、対策を実施します。

1 平時の備えの整理や拡充

平時の備えの充実を進め、実践的な訓練により迅速な初動体制を確立します。また、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を行います。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
発生時に行うべき対策を関係者間で共有し、準備を行います。
- (2) 迅速な初動の体制整備
様々なシナリオを想定し、初動対応に動き出せるように体制整備を進めます。
- (3) 関係者や住民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善
感染症危機は必ず起こり得るものであるという認識を町民に持ってもらえるよう、日頃から感染症対策についての啓蒙活動を行います。
- (4) 様々なリスクを想定したワクチン接種体制の構築
有事の際に速やかな対応がとれるようワクチン接種体制の構築を図ります。
- (5) 国や道との連携等のための DX の推進や人材育成等
情報連携の円滑化のため、マイナンバー情報連携等の DX 推進を図ります。感染症対策に関し横断的に幅広い視点をもつ人材の育成を進めます。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染症抑制対策が長期にわたると、二次健康被害のほか、生活・社会経済活動にも大きな打撃を与えます。生命及び健康の保護が最優先とされる感染抑制の対策中であっても生活と社会経済活動に及ぼす影響が最小となるバランスの良い対策を行います。

- (1) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え
道が行う病原体性状の把握、医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の対策に合わせ、必要に応じて協力を行います。
- (2) 町民の理解・協力を得るための情報提供
有事に適切な判断や感染症対策が行えるよう、日頃から科学的根拠に基づいた情報提供を行います。強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の内容とその科学的根拠を丁寧に分かりやすく説明します。

3 基本的人権の尊重

特措法による要請で行動制限等が必要な場合においても、基本的人権は尊重され、行動制限は必要最小限とされています。(特措法第 22 条)

感染者やその家族、医療・福祉・介護従事者に対する誹謗中傷等は、人権侵害であり、あってはなりません。医療従事者等の士気の維持の観点等からも防止すべき課題です。

また、社会的弱者への配慮も大切です。安心を確保し、社会の分断を生じさせないよう取り組みます。

4 高齢者施設・障がい者施設等における対応

高齢者施設・障がい者施設等において必要となる対応について平時から検討し、有事に備えた準備をすすめます。

5 感染症危機下の災害対応

平時から防災備蓄等を進め、避難所施設の確保及び自宅療養者等の避難のための連携体制を整えることが大切です。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び道と連携し、発生地域の状況把握とともに、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行います。

6 記録の作成や保存

町対策本部において、対策実施及び経過に係る記録を作成し、保存します。

第5節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は対策を適確かつ迅速に実施する。
- ・地方公共団体等が実施する対策を支援する。
- ・政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた対策を着実に実施し、定期的に対策の点検及び改善に努める。

2 道の役割

- ・基本的対処方針に基づき地域医療提供体制の確保、まん延防止に向けた対応をする。
- ・平時における医療提供体制の整備及び検査体制の構築等を計画的に準備する。

3 町の役割

- ・地域住民に対するワクチンの接種や生活支援、要配慮者への支援を実施する。
- ・基本的対処方針に基づき道や近隣の市町村と緊密な連携を図りながら対策を実施する。

4 医療機関の役割

- ・医療措置協定に基づき、道からの要請に応じて病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供をする。
- ・院内感染対策研修や訓練を実施する。
- ・防護具等の感染症対策物資の確保をする。
- ・診療体制を含めた業務継続計画を策定する。
- ・連携協議会等を活用した地域関係機関と連携する。

5 一般事業者の役割

- ・多数の者が集まる事業を行う者は、感染防止のため、衛生用品等の備蓄に努める。

6 町民の役割

- ・日頃からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用、咳エチケット、手洗い等)を行うよう努める。
- ・個人においてもマスク等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

第1節 町行動計画における対策項目等

1 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、下記の2点の具体的対策を定めます。

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、生命及び健康を保護する
- ・生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする

以下の7項目ごとに、準備期・初動期・対応期に分け、考え方及び取組を記載します。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 生活及び社会経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画の主な対策項目である7項目は、一連の対策として実施される必要があります。対策の全体像や相互の連携を意識しながら実施することが重要です。

- (1) 実施体制
政府対策本部及び道対策本部が設置された場合、町は必要に応じて対策本部を設置します。
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
感染症危機においては、様々な情報が錯綜し、誤まった情報や偽情報が流布する場合があります。科学的根拠等に基づいた正確な情報提供を行い、適切に判断・行動できるよう支援を行います。
- (3) まん延防止
国や道から示されるまん延防止重点措置や緊急事態措置について町民や事業者の周知など、必要な協力を行います。
- (4) ワクチン
平時から接種体制や具体的な実施方法について準備します。

(5) 保健

保健所が感染症有事体制をとる際は、感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策が行えるよう、町は要請に応じて協力をを行い、地域全体で感染症危機に備えます。

(6) 物資

急速なまん延時は、感染症対策物資の急激な利用の増加が見込まれます。必要な感染症対策物資等を備蓄し、定期的に備蓄状況の確認を行います。

(7) 生活及び社会経済の安定の確保

生活及び社会経済活動への影響を最小限にするため、国が講ずる支援策をふまえ地域の実情に留意しながら、給付金や補助金などの適切な支援を検討します。

3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

(1) 人材育成

災害対応等におけるノウハウの学習等、日頃から研修及び訓練を行い、人材育成を進めます。

(2) 国及び道との連携

備えをより万全なものとするため、平時から国及び道の連携体制を整えます。

(3) DXの推進

近年、取組が進みつつあるDXは、発生状況等の情報を関係者間でリアルタイムに共有することを可能にします。国と共に予防接種管理等のネットワーク構築、電子カルテ、情報の標準化等、情報共有の基盤整備をすすめます。

第3章 町行動計画の実効性確保等

第1節 町行動計画の実効性確保

1 新型インフルエンザ等の備えに対する気運の維持と町行動計画の見直し

新型インフルエンザ等のまん延が落ち着くと備えに対する意識が薄くなりがちですが、平時から新型インフルエンザ等への備えに対する機運を維持する取組が大切です。

また、体制を万全にするため、政府行動計画及び道行動計画が改定された際は、町行動計画の見直しを適宜行います。

2 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要です。国及び道と連携し、各関係機関で継続的に訓練・点検等が行えるよう、働きかけます。

3 定期的なフォローアップと必要な見直し

国はおおむね6年毎に政府行動計画改定についての検討を行います。町行動計画においても適宜見直しを行います。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1 実践的な訓練の実施

道行動計画及び町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。

2 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- (1) 町行動計画を作成し、必要に応じて適宜見直します。行動計画を作成・見直しの際には、あらかじめ感染症に関する専門的な有識者の意見徴収を行います。
- (2) 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するため、必要な人員等の確保及び有事において、継続すべき業務を定めた計画を作成します。
- (3) 感染症対策に携わる保健師等の専門人材の養成等を行います。

3 国及び道との連携強化

- (1) 新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から国及び道と相互に情報共有を図りながら連携体制の確認及び訓練を実施します。
- (2) 新型インフルエンザ等の発生に備え、病院や地域の業界団体等と情報交換をはじめとした連携体制を構築します。

第2節 初動期

1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- (1) 政府対策本部及び道対策本部が設置された場合、町は、必要に応じて対策本部を設置することを検討し、対策に係る措置の準備を進めます。
- (2) 第1節(準備期)2を踏まえ、必要に応じて人員体制の確保が可能となるよう対応を進めます。

2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

機動的かつ効果的な対策の実施のため、必要となる予算を迅速に確保します。必要に応じて、対策経費に係る財源の確保を検討し所要の準備を行います。

第3節 対応期

1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後、速やかに以下の実施体制をとります。

(1) 職員の派遣・応援への対応

ア 新型インフルエンザ等のまん延により、全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、道に対し対策事務の代行を要請します。

イ 必要に応じて、他の市町村又は道に対して応援を求めます。

(2) 必要な財政上の措置

国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。

2 町対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに美深町新型インフルエンザ等対策本部を設置します。町内区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じて緊急事態措置に関する総合調整を行います。

(1) 構成 本部長：町長

副本部長：副町長、教育長

本部員：課長相当職

事務局：保健福祉課

(2) 各課等の役割

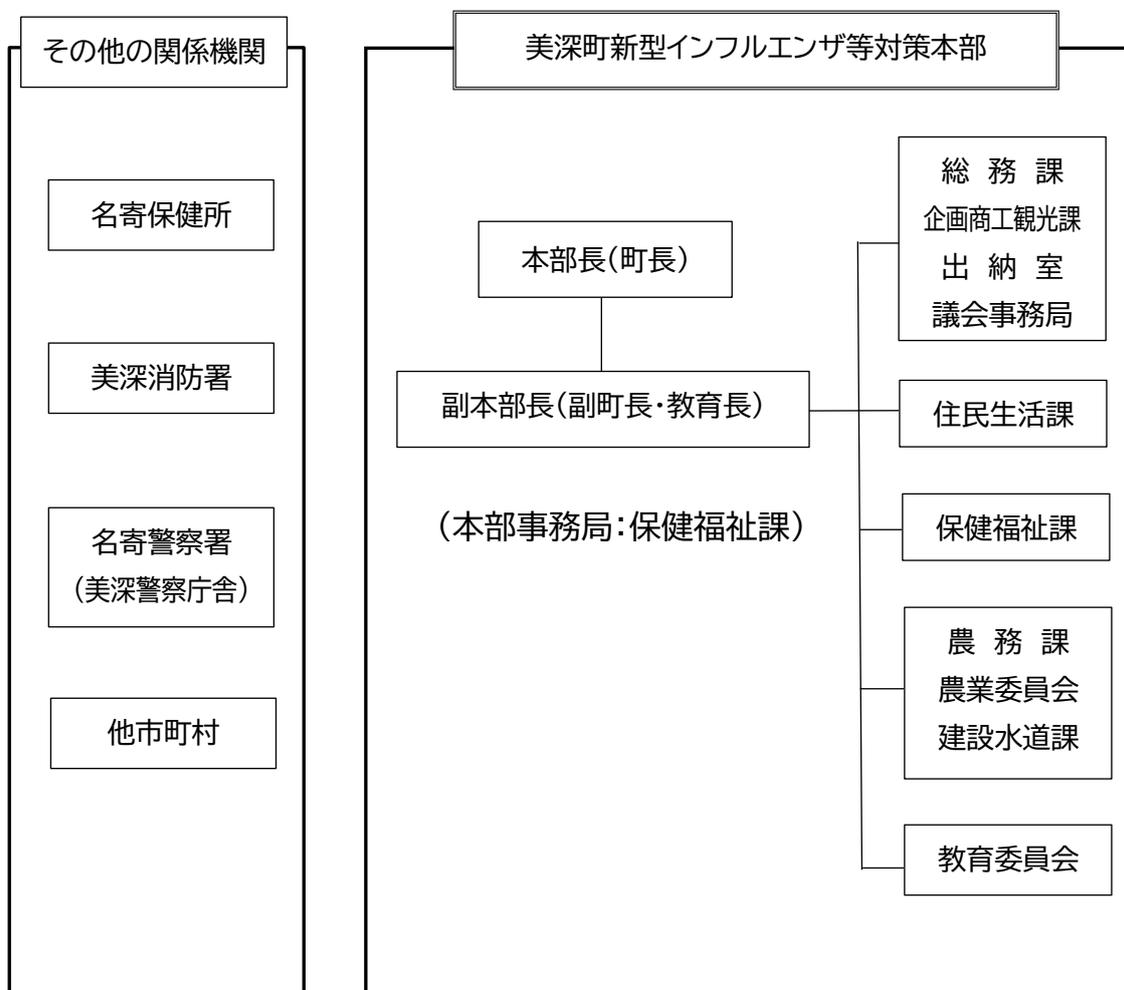
新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、各課等が連携して全庁的な取組を行います。

担当部局	業務内容
各課共通 (全課)	<ul style="list-style-type: none">・各課の業務の継続的かつ安定的遂行のための体制に関すること・発生時における社会機能維持に関すること・他課及び関係機関に対する相互の応援要請及び応援に関すること・所管関係機関との連絡調整に関すること・所管施設の運営管理、消毒、閉鎖などの措置に関すること・所管団体の感染防止に関すること・イベントなど多数が集まる行事及び民間事業等の自粛要請に関すること・各所管分野の北海道対策本部との連携に関すること・各所轄分野の新型インフルエンザ等発生の情報収集に関すること

担当部局	業務内容
総務課 ・総務グループ 企画商工観光課 ・企画グループ ・経済産業グループ 出納室 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関との連絡調整に関する事 ・災害用非常食の提供に関する事 ・商工会等に対する生活必需品の安定供給の要請に関する事 ・民間企業などへの就業制限要請に関する事 ・観光客への感染防止に関する事 ・議会との連絡調整に関する事
住民生活課 ・生活環境グループ ・税務グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機能の維持に関する事 ・死亡届受理事務に関する事 ・遺体の安置及び火葬に関する事 ・感染性廃棄物の処理に関する事
保健福祉課 ・保健福祉グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部の運営に関する事 ・道内及び町内における新型インフルエンザ等発生の情報収集に関する事 ・北海道、他市町村、保健所、医師会等との連絡調整に関する事 ・町民に対する正確な情報の提供に関する事 ・町民相談窓口の開設に関する事 ・新型インフルエンザ等の対策に必要な物資、資材に関する事 ・予防接種などまん延防止に関する事
農務課 農業委員会 ・農業グループ 建設水道課 ・建設林務グループ ・水道住宅グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの供給、調整に関する事(水道、除雪等)
教育委員会 ・教育グループ ・幼児センター ・学校給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の感染防止対策に関する事(情報提供、臨時休校の対応等) ・児童、生徒の罹患状況の把握及び関係機関への報告に関する事 ・幼児や児童及び生徒の罹患に関する事

(3) 町対策本部体制

美深町新型インフルエンザ等対策本部体制



3 町対策本部の廃止

緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止します。

第2章 リスクの情報提供・共有と対話

第1節 準備期

1 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供

(1) 情報提供について

新型インフルエンザ等に関する有用情報及びリスクの情報提供を発信するため、必要に応じて町民に対する相談窓口の設置準備を行います。

(2) 道と町における情報共有について

道からの要請に応じて、患者の健康観察及び生活支援に関して協力を行います。

(3) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

国からの要請に応じて、相談窓口等の設置準備を進めます。

第2節 初動期

1 情報提供・共有について

(1) 町における情報提供・共有について

準備期に整備した体制を強化し、町民に対して必要な情報提供を行います。

(2) 道と町における情報共有について

必要に応じて他市町村と感染状況及び対策についての情報共有を行います。
道からの要請に応じて感染症患者等の健康観察及び生活支援等に関して協力を行います。

2 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請に応じて、相談窓口等を設置します。

第3節 対応期

1 情報提供・共有について

(1) 町における情報提供について

準備期に整備した実施体制を強化し、町民に対して必要な情報提供及び対話による情報の共有を行います。

(2) 道と町の間における感染状況等の情報提供

道からの要請に応じて感染症患者等の健康観察及び生活支援等に関して協力を行います。

2 双方向のコミュニケーションの実施

国からの要請に応じて、相談窓口等の設置を継続します。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進

- (1) 町及び学校等は、換気、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。また、自らの感染が疑われる場合は相談窓口等に連絡し指示を仰ぐことや、不要不急の外出を控えること、マスクの着用、咳エチケット等について平時から理解促進を図ります。
- (2) 新型インフルエンザ等のまん延防止のため、特定地域での集団発生及び原因不明の感染症発生時に迅速に対応できるよう、平時から道及び医療関係団体と連携を図ります。

第2節 初動期

1 国内でのまん延防止対策の準備

国からの要請に応じて業務継続計画に基づく対応準備を行います。

第3節 対応期

1 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

- (1) 外出等に係る要請
道が行う外出自粛要請に対し、事業者や町民に対する周知など、必要な協力を行います。
- (2) 基本的な感染対策に係る要請
道が行う時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用要請に対し、事業者や町民に対する周知など、必要な協力を行います。

2 事業者や学校等に対する要請

- (1) 営業時間の変更や休業要請
道がまん延防止等重点措置として行う営業時間の変更要請や、多数が利用する施設の利用制限や休止等の要請に対し、事業者や町民に対する周知など、必要な協力を行います。
- (2) 学級閉鎖・休校等の要請
道が国と連携して行う学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有に対し、小中学校や町民に対する周知など、必要な協力を行います。また、道が国と連携して行う学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業等の要請に対し、小・中学校や町民に対する周知など、必要な協力を行います。

(3) その他の事業者に対する要請

道が国と連携して行う職場の感染対策やテレワークの実施、学校の休業に伴う従業員への配慮等の協力要請について、事業者や町民への周知など、必要な協力を行います。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1 ワクチンの接種に必要な資材

平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに対応できるよう準備します。

2 ワクチンの供給体制

ワクチン供給の際、事前に地域のワクチン配送事業者へのシステム登録が必要になる場合があるため、随時事業者の把握を行います。また、医療機関のワクチン分配量決定の際は、地域の医療機関と密な連携をとります。

3 接種体制の構築

(1) 接種体制

接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制が構築できるよう、平時から地域の医療機関との協力関係を構築します。

(2) 特定接種

町を実施主体とし、原則として集団的に接種を実施します。円滑に接種が行えるよう準備期から接種体制の構築を図ります。

特定接種の対象者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう配慮します。

(3) 住民接種

迅速な予防接種等を実現するため、平時から以下アからウの準備を行います。

ア 接種対象者に対し速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る

(ア) 準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、円滑なワクチン接種実施のため、医療機関と連携の上、接種体制を検討します。

- ① 接種対象者数
- ② スタッフ体制の確保
- ③ 医師・看護師等の医療従事者等の確保
- ④ 接種場所の確保及び運営方法の策定
- ⑤ 接種に必要な資材等の確保
- ⑥ 国、道及び市町村間や、医師会等との連絡体制の構築
- ⑦ 接種に関する周知方法の策定

(イ) 以下の表1を参考に、接種対象者数を推計し、シミュレーションを行います。また、施設入所者等で集団接種会場への来場が困難な方も接種が受けられるよう、接種体制を検討します。

表1 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	人口の7%	B	
妊婦	母子手帳届出数	C	
幼児	1-6歳未満	D	
乳児	1歳未満	E1	
乳児保護者	乳児の対象者の2倍(両親)	E2	保護する乳児が接種不可の場合、その保護者を接種対象者とする
小・中・高校生	6歳-18歳未満	F	
高齢者	65歳以上	G	
成人	総人口からB~Gまでの人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

(ウ) 接種方法や会場数、開設時間の設定等に応じた医療従事者数を算定します。また、集団的接種においては、多くの医療従事者が必要となることから、医療機関の協力の下、接種体制が構築できるよう事前に合意を得るよう努めます。

(エ) 接種会場の設置について、出入口の導線交差や、各待合所で滞留がおきない設置に配慮します。また、ワクチンは適切な保管を維持します。

イ 町外の希望者も接種できるよう配慮します。

ウ 接種に携わる医療従事者等の体制は、準備を進める医療関係者や学校関係等と協力します。

4 情報提供・共有

(1) 接種対象者への対応

定期予防接種について、被接種者やその保護者にわかりやすい情報提供を行うと共に、疑問や不安に関する情報を収集し、双方向の情報交換を行います。

(2) ワクチン接種担当課以外の部署との連携

ワクチン接種担当課は、予防接種施策の推進にあたり、総務担当、介護保険担当福祉担当等との連携及び協力が重要です。

児童生徒に対する予防接種は、学校保健との連携が不可欠であることから、教育委員会と連携をとりながら取組を進めます。

5 DXの推進

- (1) 町の健康管理システムと国のシステム基盤との連携による事務のデジタル化が実現されるよう、標準仕様書に沿って当該システムの整備を行います。
- (2) 国のシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種対象者のスマートフォン等に接種勧奨の通知ができるよう準備を進めます。
また、電子通知を受けることができない者に対しては、紙媒体等で対応を行います。

第2節 初動期

1 接種体制の構築

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。

2 ワクチンの接種に必要な資材

準備期において必要と判断し準備した資材について、適切に確保します。

3 接種体制

(1) 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会の協力を得て、その確保を図ります。

(2) 住民接種

- ア 接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や接種に必要な資材の確保に向けた調整をします。
- イ 予防接種に関する業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で必要な人員、担当部署名簿の作成、業務に係る事前説明の実施、シフトの作成などを行います。
ワクチン集団接種業務は、ワクチン接種の予約、接種会場の準備、健康相談等、平時を上回る大幅な業務増加が見込まれるため、適切な業務分担・人員配置、人員確保に努めます。
- ウ 外部委託が可能な業務は積極的に外部委託を行い、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等についての業務を分散させることも検討します。

- 工 医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について、適宜、協議を行います。また、診療時間の延長や休診日の接種等の体制確保に努めます。
- オ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行います。
- カ 高齢者施設・障がい者施設の入所者等、集団接種会場での接種が困難な者に対しては、医療機関と協議の上、当該施設での接種が行えるよう調整を行います。
- キ 接種会場でのアナフィラキシーショックやけいれん等に対し、応急治療ができるよう救急処置用品を準備します。
薬剤購入に関してはあらかじめ医師会と協議し、物品や薬剤の準備を行います。
緊急処置の際は、速やかに治療や搬送が行えるよう、あらかじめ従事者の役割・流れについて確認します。
- ク 接種会場設置の際は、感染予防の観点から、ロープ等で進行方向に一定の流れを作る工夫や、接種者の流れが一定箇所に滞ることがないように配慮します。

第3節 対応期

1 ワクチンや必要な資材の供給

- (1) 国からの要請を受けてワクチンの流通・需要供給状況を把握します。
- (2) ワクチン供給に滞りや偏在等が生じた場合には、道を中心に調整を図り、地域間で融通を行います。

2 接種体制

初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。

(1) 町職員(地方公務員)に対する特定接種の実施

国が特定接種の実施を決定した場合は、国が定める運用に基づき、新型インフルエンザ等感染対策に携わる地方公務員を中心に本人の同意を得て特定接種を行います。

(2) 住民接種

ア 予防接種体制の構築

(ア) 国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。

(イ) 予防接種に係る人員、接種場所の設備や資材を確保します。

(ウ) 発熱等の症状がある者が接種会場に赴かないよう周知し、接種会場における感染対策を図ります。

医学的ハイリスク者に対する接種については、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行います。

(エ) 医療従事者、入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、勤務先あるいは当該者の療養を担う医療機関等において接種を行います。

(オ) 施設入所中で集団接種会場への来場が困難な者も接種できるよう、各関係機関と連携し、接種体制を確保します。

(3) 接種に関する情報提供

ア 予約体制を構築し、接種開始の準備を開始するとともに国からの要請を受けて、接種に関する情報の提供及び共有を行います。

イ 接種会場や接種開始日等について周知をする際は、広報等の紙媒体の他、状況に応じて電子ツールを活用します。

(4) 接種体制の拡充

必要に応じて保健センター等の医療機関以外の接種会場を検討します。

(5) 接種記録の管理

地方公共団体間及び接種を受けた者が接種歴を確認できるよう、接種記録の適切な管理を行います。

3 健康被害救済

- (1) 予防接種による健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査が行われます。特定接種の場合はその実施主体が、住民接種の場合は町が結果に基づき給付を行います。
- (2) 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村において行います。
- (3) 予防接種健康被害救済制度について情報提供を行い、申請受付をするほか、適切に相談等の対応をします。

4 情報提供・共有

- (1) 予防接種に係る日程、会場、副反応や健康被害救済申請の情報提供に加え、国が情報提供する内容について町民へ周知し、情報を共有します。
- (2) 接種に対応する医療機関・接種状況等の情報提供を行います。また、必要に応じて各種相談窓口の設置を行います。
- (3) パンデミック時においては、予防接種接種率が低下し、感染症のまん延が生じないようにするため、接種率向上のため取組を行います。

ア 特定接種に係る対応

接種の進捗状況やワクチンの有効性・安全性に関する情報、各種相談窓口等について情報を提供します。

イ 住民接種に係る対応

- (ア) 町は、実施主体として、接種対象者の基本的な相談に応じます。
- (イ) 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種について次のような点に留意します。
 - ① 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - ② ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - ③ 接種の時期・方法など、町民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

第5章 保健

第1節 準備期

1 名寄保健所との連携体制の構築

有事において、陽性者が自宅や宿泊施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となります。

平時から名寄保健所との連携を図り、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。

第2節 初動期

2 有事体制への移行準備

名寄保健所が感染症有事体制に移行した際は、道からの要請に応じて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備えます。

第3節 対応期

1 有事体制への移行

道からの要請に応じて、名寄保健所に対し、必要な協力を行います。

2 主な対応業務の実施

(1) 健康観察及び生活支援

道からの要請に応じて、道が実施する健康観察に必要な協力を行います。

道が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスや物品支給に必要な協力を行います。

(2) 配慮が必要な対象者に対する情報提供

配慮が必要な対象者(高齢者、子ども、外国人等)に合わせ、わかりやすく情報提供を行うよう努めます。

第6章 物資

第1節 準備期

1 感染症対策物資等の備蓄等

- (1) 町行動計画に基づき、感染対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。

上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる

- (2) 消防機関は、最初に感染者に接触する可能性のある救急搬送従事者のための防護具について必要な備蓄を行います。

第2節 初動期

1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

準備期に引き続き実施に必要な感染症対策物資等を確認します。

第3節 対応期

1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

初動期に引き続き実施に必要な感染症対策物資等を確認します。

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

1 情報共有体制の整備

対策の実施にあたり関係機関や内部連携に必要となる情報共有体制を整備します。

2 支援の実施に係る仕組みの整備

国及び道と連携し、感染症に係る手続や支援金等の給付・交付等について、DXを活用した仕組みの整備を行います。また、支援対象全体に必要な情報がくまなく届くよう、工夫をしながら情報提供を行います。

3 物資及び資材の備蓄

町行動計画に基づき、第6章第1節(「物資」における準備期)1で備蓄する感染症対策物資等のほか、事務又は業務に係る必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。

上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる

事業者や町民に対し、感染症発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。

4 生活支援を要する者への支援等の準備

国からの要請を受けて道と連携し、要配慮者(高齢者、障害者等)の生活支援、搬送、死亡時の対応等について手続きを決定します。

第2節 初動期

1 事業継続に向けた準備等の要請

道が行う従業員の健康管理の徹底、感染が疑われる従業員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議の活用、テレワークや時差出勤の推進などの要請に対し、事業者や町民への周知などの協力を行います。

2 遺体の火葬・安置

国からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備えて臨時遺体安置所が確保できるよう準備を行います。

第3節 対応期

1 生活安定の確保を対象とした対応

(1) 心身への影響に関する施策

国及び道と連携し、新型インフルエンザ等のまん延防止措置による心身への影響を考慮し、自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等を講じます。

(2) 生活支援を要する者への支援

国からの要請を受けて、要配慮者(高齢者、障害者等)に必要な生活支援、搬送、死亡時の対応等を行います。

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

学校の使用制限や長期臨時休業の要請等がなされた場合、国及び道と連携し、こどもの学びの保障や基本的な生活習慣の維持、こどもの居場所の確保、保護者等への説明等を行います。

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

- ア 生活及び地域経済安定のため、物価の安定及び生活関連物資の適切な供給を図る必要があることから、国及び道と連携し、生活関連物資等の価格高騰、買占め・売惜しみが生じないよう、国・道と共に調査・監視を行います。
- イ 国及び道と連携し、生活関連物資の需給・価格動向措置の内容について町民と情報共有をし、必要に応じて相談業務を行います。
- ウ 町行動計画に基づき、生活関連物資の価格高騰又は供給不足が生じた時、またそのおそれがあるときは、国及び道と連携し、適切な措置を講じます。
- エ 緊急事態において、住民経済上重要な物資である燃料、輸送サービス、生活と関連が高い、食料品、衛生用品等の高騰・供給不足の際は、下記の法令規定に基づく措置を国及び道と連携して講じます。

- ・生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律
(昭和48年法律第48号)
- ・国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)

(5) 埋葬・火葬の特例等

- ア 国からの要請を受けて、遺体の搬送・火葬従事者と連携し、可能な限り火葬炉を稼働させ、円滑な火葬が実施できるよう努めます。火葬場の火葬能力が限界を超える事が明らかになった時は臨時遺体安置所を直ちに確保し、遺体の保存を適切に行います。また、道の要請を受けて、近隣市町村に対して広域火葬の応援協力を行います。

- イ 死亡者増加によって火葬能力が限界を迎える場合は、国の要請を受けて、臨時遺体安置所及び遺体保存作業に必要となる人員を直ちに確保します。臨時遺体安置所の収容能力を超える事態となった場合は、安置所拡充の措置を講じます。
- ウ 埋葬又は火葬が困難となった場合、公衆衛生上の危害を防止するため、埋火葬に関する特例が設けられます。町は特例に基づき、埋火葬に係る手続きを行います。

2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

(1) 事業者に対する支援

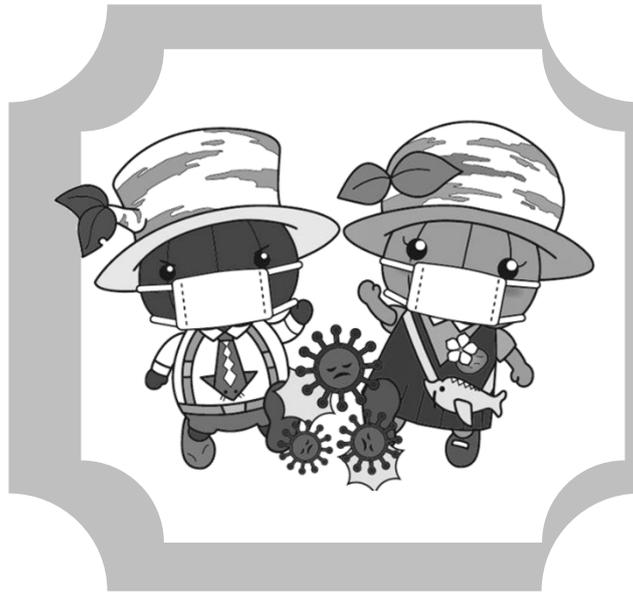
道と連携し、当該事業者を支援するために必要な財政上の措置等を、地域の実情や公平性にも留意し、効果的に講じます。

(2) 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため措置を講じます。

3 生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

道と連携し、感染症とそのまん延の防止措置により生じた生活及び社会経済活動への影響に対し適切な支援を検討します。



新型インフルエンザ等対策行動計画策定の経緯

- ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画策定（平成25年 6月）
- ・北海道新型インフルエンザ等対策行動計画策定（平成25年10月）
- ・美深町新型インフルエンザ等対策行動計画策定（平成29年 7月）

<新型コロナのまん延後>

- ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定（令和6年 7月）
- ・北海道新型インフルエンザ等対策行動計画改定（令和7年 3月）
- ・美深町新型インフルエンザ等対策行動計画改定（令和8年 3月）

美深町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月(改定)

担当 美深町保健福祉課保健福祉グループ

〒098-2252 北海道中川郡美深町字西町18番地

TEL 01656(2)1685 FAX 01656(2)1626
e-mail:b-hoken@town.bifuka.hokkaido.jp
